

静岡県教育委員会

議事録

令和4年度 第4回定例
5月25日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年5月25日に教育委員会第4回定例会を招集した。

1 開催日時 令和4年5月25日（水） 開会 13時30分
閉会 14時45分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時 雄
委 員 後 藤 康 雄

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 参事（政策管理担当）
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）
松 下 明 生 参事兼教育施設課長
井 出 好 彦 教育総務課長
山 下 英 作 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
青 木 康 行 財務課長
本 村 勉 教育厚生課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 山 雄 二 高校教育課長
高 橋 和 彦 特別支援教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長
鈴 木 勝 則 静岡西教育事務所長
松 下 和 弘 総合教育センター所長
柴 雅 房 中央図書館長
貝 瀬 佳 章 教育総務課参事
増 田 直 功 社会教育課教育主幹

4 その他

- (1) 第4、5号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第4、5号議案は人事案件、報告事項2は生徒の個人情報に係る案件、
報告事項3は議会提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第4、5号議案、報告事項2、3は非公開とする。公開案件
から審議する。

報告事項1 令和3年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

- 教 育 長： 報告事項1「令和3年度教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況
等」について、本村教育厚生課長より説明願う。
- 教育厚生課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 2点質問がある。1点目は、資料は教職員の実態だと思うが、この状
況が一般社会、特に民間企業と対比して、どのような位置付けにあるか。
2点目は、精神疾患が一番多いということであるが、精神疾患も様々
な種類がある。その内訳を把握しているか。
- 教育厚生課長： 1点目については、民間の状況は把握していない。ただ、全国の教職
員の状況は、「20歳代が多く、年齢を増す毎に少なくなっている」とい
うのがここ数年の現状である。最新の令和2年度でもそのような数字で
ある。
- 藤 井 委 員： 民間の実態はつかみにくいと思うが、教職員の特徴としてこういう傾
向が現れているのか、世間一般の傾向も類似した状況になっているか、
その辺の見極めが必要だと思う。
- 教育厚生課長： 今後さらに詳しい分析をし、報告する予定のため、その際に併せて今
回の件も報告する。
2つ目の精神疾患の内訳については、令和2年度の数字であるが、鬱
病が52%、適応障害が20%、鬱状態が9%という状況になっている。
- 後 藤 委 員： 20代の女性が非常に増加している原因にコロナの関連があるのではな
いかという説明があったが、令和2年度と3年度とでは大きな違いがあ
る。令和2年度もかなりコロナの影響を受けていると思うが、その原因
か知りたい。また、政令指定都市について、数が大きくなっているが、
何が原因と考えられるか。
- 教育厚生課長： 校種別で見ると特別支援学校を除くと令和2年度と3年度は変わら
ない状況である。特別支援学校のみ大きな差が出ているため、コロナの
影響だけではないと思われるが、これもまたクロス解析等をしてみない
とわからない。政令指定都市については、聞き取りをしたところ、「心
療内科を受診するハードルが低くなっていること」、「コロナ渦でコミュ
ニケーション不足」ということが原因としてあげられた。
- 後 藤 委 員： 経済界でも鬱病等が明らかに増えてる。昔もいたのかもかもしれないが、

最近の方が顕著化している感じがする。今の方が心療内科に受診しやすくなっているというのは確かだと思う。

教 育 長： 特別支援学校に通う児童・生徒が増加していることに関係があると感じる。子供たちも非常に近いところで関わっている。コロナ対応で細心の注意を払っていて、従来であれば休憩に入れるシフトのところが、どうしても手がかかり、休憩がなかなか取れない。それが例えば令和2年度のコロナの状況下で負荷が溜まっていて、令和3年に増えてきたことも考えられる。もう少し事例を深掘りすることも必要かと思う。

渡 邊 委 員： 心療内科の受診のハードルが下がっているという話があったが、重篤化する前に受診し、症状がわかるというようなことは大切なことだと思う。軽いうちに治療することができていたほうが、職場復帰や、治療しながら仕事ができるので、その部分あまり悪いように捉えなくてもよいと思う。

藤 井 委 員： 私の偏見かもしれないが、教育現場の画一性や同質性を重視する教育を受けて、予期せぬ事態や異なった環境の中での対応力、適応力が弱くなっていると感じる。打たれ強さに欠けていることが、このような精神疾患の増加傾向の背景にあるのではないか思っている。もしそうだとすると、コロナが収まっても、精神疾患の増加傾向というのは収まらないのではないかと懸念している。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第4号議案 令和4年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱

※ 非公表

<非>報告事項2 静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況

※ 非公表

<非>報告事項3 令和3年度家庭教育を支援するための施策の実施状況

教 育 長： 報告事項3「令和3年度家庭教育を支援するための施策の実施状況」について、藤ヶ谷社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 3点質問がある。

1点目は、家庭教育支援員を431人養成したということで、着実に

増えていることは喜ばしいことである。その家庭教育支援員の活動状況について追跡調査等をしていれば教えていただきたい。家庭教育支援員の所属が市町の教育委員会内の部署でない場合は、なかなか保護者と結びついた活動ができていないという話を聞いている。

2点目は、「外国人幼児の保護者向けに、日本の幼児教育の概要や園の生活に必要な情報をまとめた手引き（複数言語）をホームページに掲載」や「ホームページに保護者向けの110の子育てに関するQ&Aを掲載」等、ホームページを使って啓発活動をしようとする方向性はとてもよいと思う。このホームページの利用状況やアクセス数等がわかれば教えていただきたい。

3点目は、課題の中に困窮している人たちへの支援があるが、教育委員会が行っている一般的な家庭支援と違ったスキルが必要になってくると思うが、福祉関係の部局との連携はどのように進んでいるか。

社会教育課教育主幹： 家庭教育支援員の活動状況は、市町の社会教育課等に所属されているような形をとっている委員については、各市町で活動されている。ただ、市町によっても差が大きく、教育委員会でない管轄に入っている場合や家庭教育支援員に独自に活動をしていただいていることもあり、なかなかすべてが同じような形で足並みをそろえて活動しているような状況には至っていない。

ホームページの閲覧数については把握できていないため、確認し、報告する。

困窮者に対しての福祉との連携ということで、本年度の取組として、パパママ寺子屋というものを新規事業として立ち上げている。なるべく福祉部局と連携を行いながら、学校以外、例えば子育てサロンや、就学時健診の場などで家庭教育支援が行われるよう福祉部局や各市町と連携を依頼しているところである。また、各家庭教育支援員についても、今後、カウンセリング、ヤングケアラーについての知識等、スキルアップできるようなものをフォローアップ研修で行っていきたいと考えている。例年、3会場で同じ内容を実施していたが、本年度は3会場とも違う内容のものを行って、支援員が3回とも受講できるような体制を進めている。

渡 邊 委 員： 3会場が違う内容ということであるが、遠方での開催時にオンラインで参加できる内容か。

社会教育課教育主幹： まだ具体的に内容はつめてはいないため、参考にさせていただきたい。

渡 邊 委 員： 様々な人が様々な場所で参加できるように準備していただきたい。またやりっ放しということではなく、効果をどのように検証していくかということも視野に入れてやっていただきたい。より適切な形で届けたい人に届くということを目指して進めていくと、実施したことが実際に活かされてよりよい家庭教育に結びつくと思う。

ホームページの掲載についても、閲覧数が伸びていないなというとき

には、どうしたら見てもらえるかという次の手順も必要になる。内容自体は素晴らしいと思うので、後はどうやってこのコンテンツを多くの人に見てもらえるようにできるかが、腕の見せ所かと思う。

藤井委員：今年度の新たな事業として、「パパママ寺子屋事業」があるが、これはどのようなものか。

社会教育課教育主幹：この事業は、各市町の事業を後押しするところが最大のポイントである。これまでは学校や園で家庭教育講座を実施することをメインに家庭教育の事業を進めてきたが、学校や園での開催が難しくなっている状況で、なるべく学校や園以外で開催する家庭教育講座に県の補助をしていくというような形をとっている。学校や園以外の場所で行うため、福祉部局、スクールソーシャルワーカー等、家庭教育指導員とチームとなって行われる活動にも援助をしていく事業になる。

社会教育課長：補足する。今まで実施していた寺子屋の事業を「しずおか寺子屋推進事業」として整理し、従来型のものを学習寺子屋、体験活動のものを体験寺子屋、家庭教育支援チームのものをパパママ寺子屋ということで、事業全体のネーミングをあらためている。

藤井委員：寺子屋シリーズが3つに分かれて、新たにパパママ寺子屋ができるということであれば、その内容も含めてよく周知しないと、どのように利用できるかわからないと思う。せっかく新たな取組をするのであれば、対象となる人たちがそれをしっかり認識して自分たちが対象となるとわかるような仕組みをつくっていただきたい。例えば、フリースクールや子供食堂のように、子供達のいろんな不安等をきちんと相互に提供していく、そういう観点からもパパママ寺子屋がしっかりと機能してほしいと思う。「対象講座や支援活動があまりにも多岐にわたっている為に理解し難い」ということが起こらないようにしていただきたい。

渡邊委員：子供食堂に来られる方とパパママ寺子屋事業へ参加する世帯と共通項が多いと思う。既存の子供食堂等と協力していくことも視野に入れて進めてもらえたらと思う。

教育長：以前オーストラリアでインドネシア人のコミュニティーの調査に関わったことがある。そのとき、福祉の新しいサービスについてどのように知らせるのかというと、女性たちの子育てサークルと連携していた。インドネシア人がシドニーに集まってきて、お母さんたちと子どもたちが遊んだりしている。そこに福祉関係の仕事をしている人たちがやってきて、オーストラリア人のワーカーとインドネシア人の通訳の人が話をする。「福祉の説明会です」といっても誰も来ないが、既にある集まりの中に行けばいい。その発想は大事。それも含めて今の御指摘が大きなヒントを与えてくれた。

他に意見は無いか。

全委員：（特になし）

教育長：報告事項3を了承する。

<非>第 5号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和4年度第5回教育委員会定例会を閉会とする。